

第6 産業廃棄物

1 産業廃棄物

(1) 発生状況と処理状況

「産業廃棄物」は大企業や大規模工場だけでなく、身近な様々な事業所からも排出され、種類が多く、処理方法も多様です。

平成 21 年度の横浜市における産業廃棄物発生量は、約 1,012 万トン（前年度比 6.1% 減少）です。中間処理等による減量化量は 741 万トン、再生利用量は約 205 万トン、埋立てや海洋投入により最終処分される量は約 66 万トンとなっています。

産業廃棄物の発生量と処理状況の変化

(単位：千トン／年)

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
発生量	11,350	11,746	11,282	10,777	10,119
減量化量	7,339	7,460	7,179	6,944	7,411
再生利用量	3,076	3,336	3,255	2,930	2,046
最終処分(埋立, 海洋投入)が必要な量	935	950	848	903	662

(2) 産業廃棄物の処分状況

最終処分の方法としては、埋め立て処分と海洋投入処分の 2 つの方法があります。

平成 22 年度に市内で埋め立て処分された量は、約 18,600 トンでした。内訳は、処分業者による処分約 2600 トン、市による処分約 16,000 トンとなっています。

一方、海洋投入処分された量は、約 706,400 トンで、その種類は赤泥及び建設汚泥（非水溶性無機性汚泥）です。

市内で稼働中の産業廃棄物最終処分場は、事業者及び民間処理業者が設置した施設がそれぞれ 1 施設、公共関与による施設が 1 施設あります。平成 22 年度末現在、民間処理業者の最終処分場については残容量が少なくなっています、かなり逼迫している状況になっています。

また、海洋投入処分を禁止するロンドン条約の批准等、環境保全のための法規制も厳しくなっています。

*ロンドン条約

「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）は、国際的に海洋投棄に関する規制を取り決め、陸上発生廃棄物の投棄による海洋汚染の防止を目的として、1972 年（昭和 47 年）に採択され、1975 年（昭和 50 年）に発効。日本は 1980 年（昭和 55 年）に批准。

2 第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（産廃3R夢プラン）

横浜市では、市内で発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化し示した「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を、昭和60年から5年ごとに策定しており、現在は第6次計画（平成23年3月策定、計画期間 平成23年度～27年度）に沿って取組が行われています。

【計画目標】

1 もっと進めよう3R

- (1) 市内総生産あたりの産業廃棄物発生量について10%削減を目指します。
- (2) 産業廃棄物の3Rを推進し、平成27年度の再生利用率・減量化率の合計を93%以上に引き上げ、最終処分率を発生量の7%以下とすることを目指します。

2 環境にやさしい処理で、今も未来も安全・安心

- (1) 市内で保管されているP C B廃棄物について、平成28年度までに処分が完了するよう体制を整えます。
- (2) 産業廃棄物の不適正処理を未然防止するため、監視パトロールを強化します。
- (3) 処理業者について、排出事業者が安心して委託できる評価制度を実施します。
- (4) 公共関与による新規最終処分場の整備をします。
- (5) 地球温暖化対策として、熱回収施設の認定や低公害車の利用を促進します。
- (6) 緊急・災害時の廃棄物処理体制を見直し、整備します。

3 みんなで考えよう、産業廃棄物のこと

- (1) 市民が産業廃棄物を身近に感じられるよう啓発活動を実施します。
- (2) 排出事業者に課せられる届出、報告等の整理統合をします。
- (3) 事業系廃棄物に関する問合せ先の一体化を検討します。

3 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対して迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に県警OBを中心とした専従機動班を設置し、事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。

苦情件数の推移

(単位：件)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
件 数	163	94	82	72	48

4 排出事業者指導

市内に約11万ある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入指導を行っています。対象となるのは、有害な物質を含む汚泥・燃え殻等の廃棄物を排出する可能性のある事業所や、感染性廃棄物・アスベスト等特殊な廃棄物を発生する事業所などであり、立入指導対象事業所

約 7,000 を中心に立入指導を行って廃棄物の発生状況や処理・処分状況を指導監視しています。また、汚泥・燃え殻等については抜取調査を行い、処分基準を超えていないかどうかを確認しています。平成 22 年度の事業所立入数は 601 件、分析調査は延べ 42 検体行いました。

また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づいて、毎年 1 回、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出している約 500 事業所を対象に、処理・処分に関する報告書を徴収しています。徴収した報告書は、事業所を指導するための資料として活用するとともに、産業廃棄物の発生量・処分量の把握や将来推計等に使用しています。

平成 23 年度も事業者指導強化対策として、引き続き、解体工事現場や碎石処理施設等への立ち入り等の指導を強化する等、再生碎石への石綿（アスベスト）含有産業廃棄物の混入防止を徹底しています。処理法改正に伴い新たに創設された、建設工事に伴い生じる産業廃棄物の保管場所の届出制度の円滑な運用を進め、適正処理に向けた指導を強化しています。

5 P C B 廃棄物適正処理の推進

(1) P C B 廃棄物適正処理推進事業

市内の P C B 廃棄物は、「東京 P C B 廃棄物処理施設」（1 都 3 県の P C B 広域処理施設）で順次処理されていますが、処理が行われるまでの間、適正に保管・管理するよう指導します。

また、適正な保管が困難な事業者等の P C B 廃棄物が優先して処理されるように引き続き関係機関と調整を進めています。

(2) 微量 P C B 汚染廃電気機器把握支援事業

国から交付される「地域環境保全対策費補助金」（地域グリーンニューディール分）を活用して、P C B 廃棄物の適正保管及び処理を推進するため、P C B の含有が疑われるトランス、コンデンサ等の電気機器等について、保管事業者が行う濃度測定の費用を補助します。平成 23 年度は、補助対象となる企業の規模要件を緩和し対象を拡大します。

6 処理業者指導

産業廃棄物処理業は「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業の 4 種類の許可区分に分類されます。（処分業とは、焼却・破碎などの中間処理業、埋立、海洋投入の最終処分業です。）

(1) 許可件数の推移

（単位：件）

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
新規	588 (98)	652 (87)	502 (40)	492 (40)	469 (28)
変更	150 (24)	154 (24)	118 (10)	128 (16)	94 (14)
更新	773 (31)	697 (44)	886 (200)	1,107 (75)	1,038 (80)
合計	1,511 (153)	1,503 (155)	1,506 (250)	1,727 (131)	1,601 (122)

（ ）は内数＝特別管理産業廃棄物処理業

許可件数は許可内容（業の種類）ごとに集計

(2) 産業廃棄物処理業許可業者数

年度 許可内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収集運搬	5,477	5,797	5,973	6,083	6,148
収集運搬 中間処理	107	108	107	106	107
中間処理	18	17	19	14	14
収集運搬 最終処分	0	0	0	0	0
最終処分	2	2	2	2	2
合計	5,604	5,924	6,101	6,205	6,271

(3) 実績の報告

処分業者から実績報告書の提出を求め、廃棄物の処理量等処理実績の把握を行っています。

(4) 立入指導

産業廃棄物の適正処理推進のため、処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

7 最終処分指導

市内で埋立て処分、海洋投入処分される汚泥、燃え殻、鉱さい、ばいじん等の環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令に基づく処分基準、承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立て終了後の処分場についても、排水処理施設の維持管理や跡地整備に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

8 公共関与による処理処分施設

横浜市では公共事業の円滑な推進や市内中小企業の排出事業者責任に基づく適正処理を補完するため、平成5年から南本牧廃棄物最終処分場において、産業廃棄物の受入れを行っています。

9 建設リサイクル法等に係る事務

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、建設リサイクル法に基づく届出書等の審査及び現場パトロール等により、分別解体等の指導を行っています。また、建築物等の解体における石綿対策等について指導を行っています。

さらに、建設リサイクル法では対象外となっている床面積の合計が80m²未満の建築物の解体工事についても、平成17年11月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、届出の審査及び現場パトロール等により分別解体等及び石綿対策等の指導を行っています。

届出等の件数 (単位：件)

年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
法	届出	7,584	7,220	6,187	5,879	6,468
	通知	1,302	1,395	1,431	1,456	1,321
計		8,886	8,615	7,618	7,335	7,789
要綱		1,612	1,572	1,412	1,342	1,396
計		10,498	10,187	9,030	8,677	9,185
現地指導調査		376	388	402	369	432

10 自動車リサイクル法に係る事務

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破碎業に対する許可制度が実施されました。

さらに、平成17年1月1日から使用済自動車の引取業の登録制やリサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行されました。

また、許可を取得した事業者に対しては許可基準が遵守され、環境への影響が起きないよう指導しています。

登録・許可業者数（平成23年3月末現在）

登録業者		許可業者	
引取業	680	解体業	48
フロン類回収業	94	破碎業	11

11 戸塚区品濃町産業廃棄物処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場については、産廃特措法に基づき、周辺地下水の汚染防止対策や廃棄物崩落・飛散防止対策などの改善工事を、平成20年度から本市が行政代執行で行っています。

※産廃特措法：特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法